

平成25年 10 月 30日

%条例の制定に関する提言

原町区地域協議会 高野正三

この制度は私たち市民自身が税金の使途に直接的に参画し、今日の社会的課題の解決に自ら企画、実施する市民公益活動団体の事業へ資金の支援を行い、団体の自立や発展を促し、活動の活性化をサポートするものです。併せて団体の活動内容を広く市民に周知することで市民公益活動団体がより地域に密着し活動しやすい環境を創出できます。要すれば納めた税金の使い道を自ら選べるシステムです。%条例の名称の如く金額は小さくとも「自分の納めた税金の使い道を自ら選ぶ」つまりは市民が税金の使途に関心を持つことで当事者意識を持って、行政に参加する「市民共働参画」が実施できるのです。原発被災圏にある当市にあってははまだ 15,000 人が帰還できず惨めな思いを強いられています。今日こそ市民の力を必要とする時はありません。幅広く力を結集し市民の意思を反映させ行政との共働による豊かな地域社会を創出していきたいと思ひます。

先進の導入事例として奥州市の「市民公益活動団体支援事業(0,4%支援事業)」を参考としたい。

10月30日の毎日新聞によると県民の「全員帰還」は断念、との記事、今日の状況を鑑みれば当制度は極めて重要との立場で提起するものです。